

NTT法を巡る議論について

2023年10月31日

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

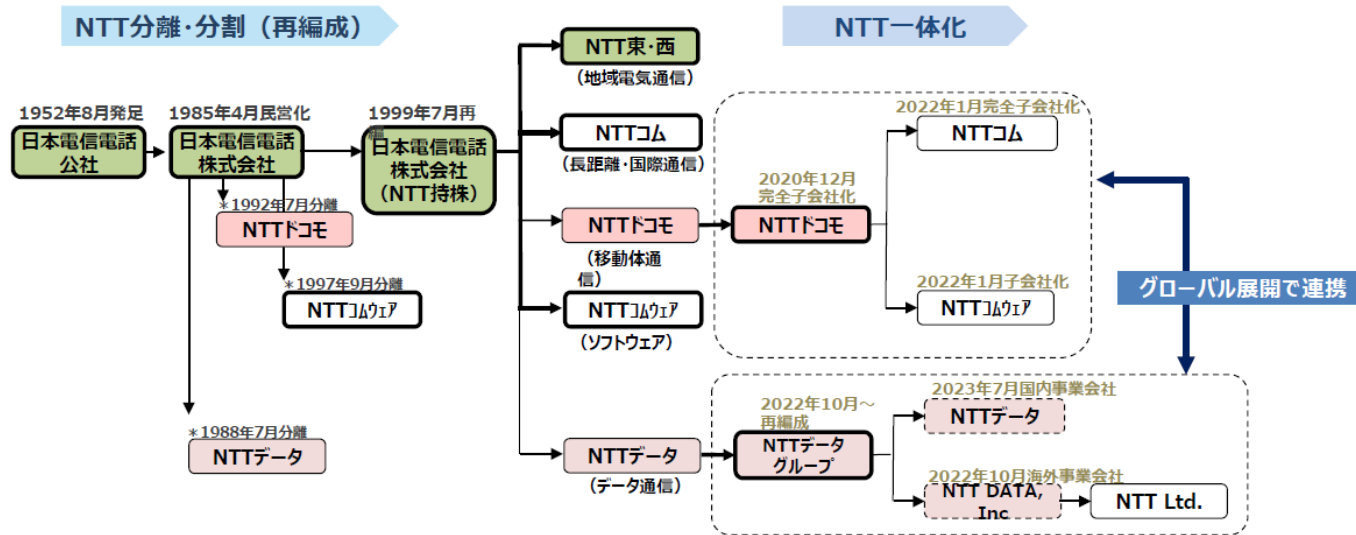
NTT法および電気通信事業法について

日本の通信は元は国営事業（旧：電電公社）、競争がなく料金が高止まり
(例：1985年の東京-大阪 昼間3分あたりの通話料 400円)

通信の自由化に伴いNTTが発足し、あわせて民間事業者も続々参入

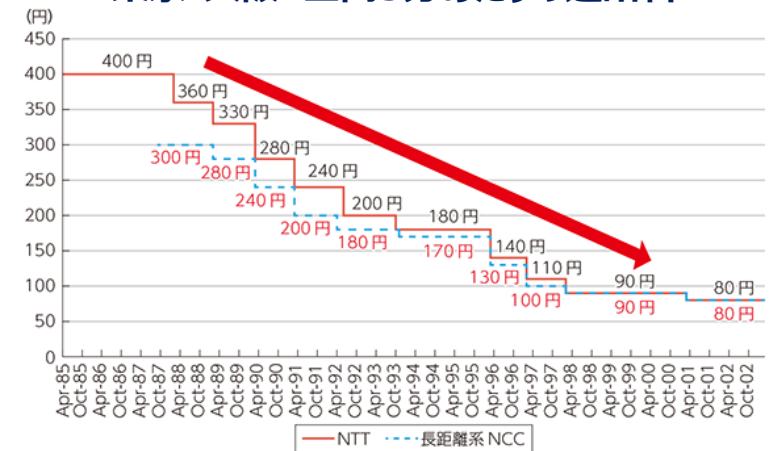
**⇒ 競争が促進され、通信料金の低廉化、通信技術の進歩につながり、
国民への利益の還元・国民生活の向上に寄与**

■ NTT分割民営化の流れ

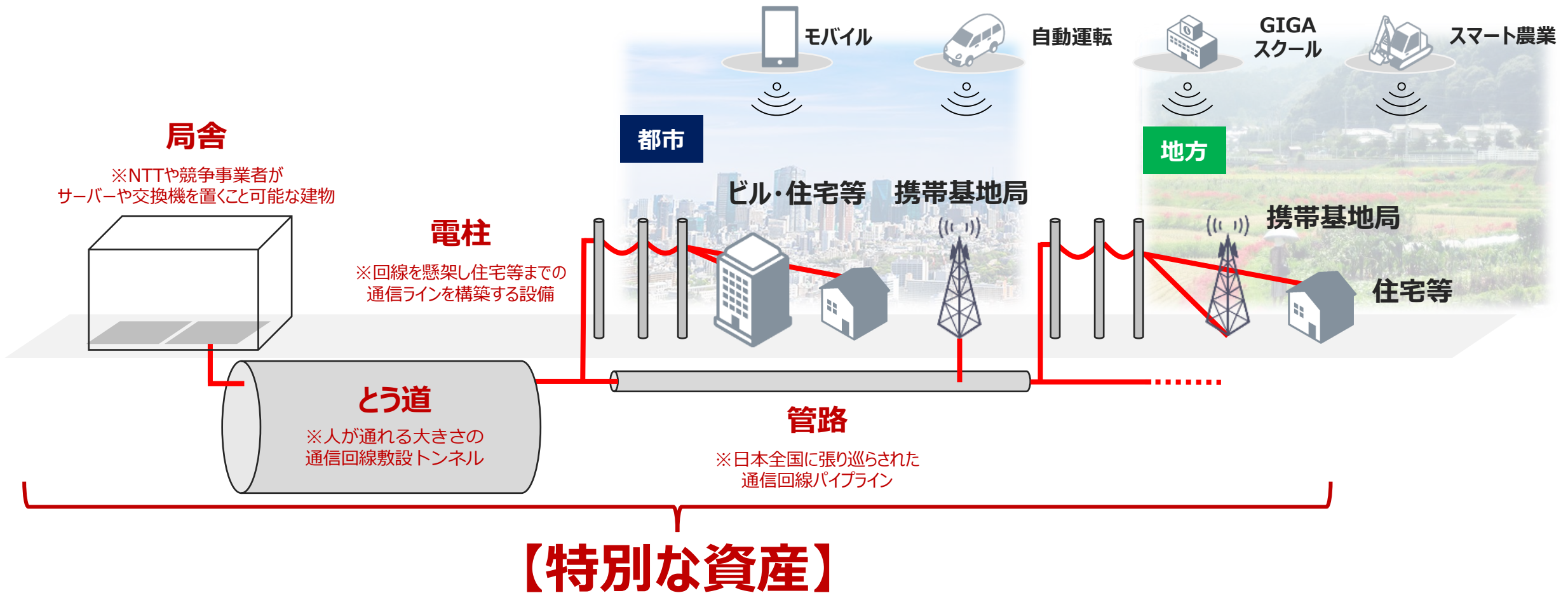


■ 通信自由化による料金低廉化

東京-大阪 昼間3分あたりの通話料



NTTは、30年の年月・25兆円もの費用をかけ国民財産により構築された全国の「特別な資産」を有し、通信基盤をあまねく整備・維持できる唯一無二の存在



競争事業者が「構築し得ない」規模で、通信の黎明期から築き上げた国民の財産



土地
約17.3km²



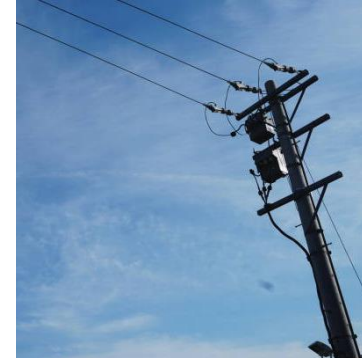
局舎
約7,000ビル



とう道
約650km



管路
約60万km



電柱
約1,190万本



光ファイバ
約110万km

東京ドーム
約370個分

全国交番の数
(約6,000)を上回る

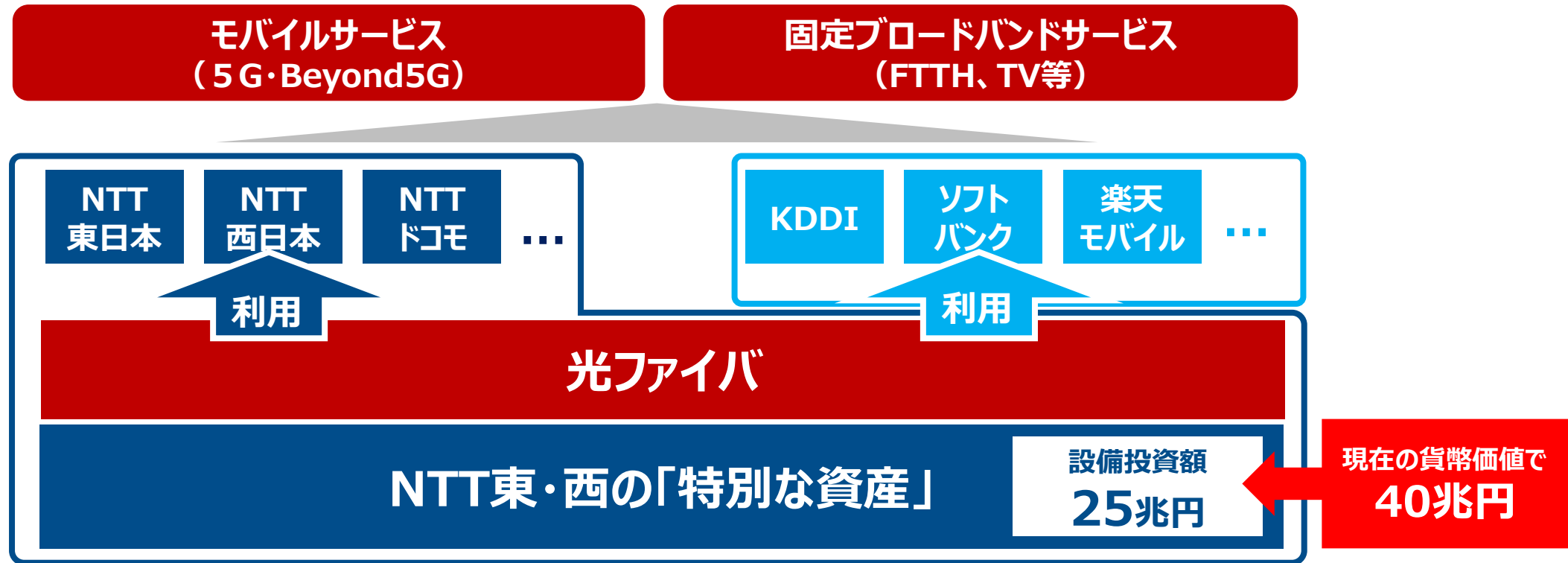
東京の地下鉄
総延長の約2倍

地球
15周半

国民
10人に1本

月までの距離
約3倍

国民財産により構築された「通信に必要な設備」＝「特別な資産」をNTTが承継
国民の資産を預かった特殊法人であるNTT東・西の特別な資産を活用し、
NTTグループ各社をはじめ、日本の通信事業者もさまざまなサービスを開発・提供



※設備投資額25兆円：出典 各省庁HP参照：昭和28年から昭和59年までの設備投資累計額は約25兆円。現在の貨幣価値では約40兆円（楽天モバイル・ソフトバンク調べ）

**国益・国民生活への影響の観点から、下記は極めて影響が大きく
NTT法の見直しにあたり、特に慎重な議論が必要な項目と考える**

各項目が保たれない場合の懸念

項目その1
公正競争

料金の高止まりやサービスの高度化・多様化が停滞する懸念

項目その2
ユニバーサル
サービス

地方等の条件不利地域におけるサービス維持が出来なくなる懸念

項目その3
外資規制

わが国の基盤である通信インフラの安全保障を損なう懸念

先日のNTTの主張には、**誤認を招く懸念がある記載が含まれているもの**と考える
各種前提条件については、**正確な共通認識の下、慎重な議論**をお願いしたい

	3社の認識	NTTの主張
その1 公正競争	電気通信事業法※1とNTT法※2の 両輪で機能する ※1 設備貸出ルール ※2 組織の規定	電気通信事業法の規定のみ言及 NTT法の規定に触れていない
その2 ユニバーサル サービス	NTT法の「あまねく義務」=「撤退できない」こと による電話ユーザーの利益保護 (NTT法廃止により利用者に不利益)	「あまねく義務」=「撤退できない」ことに 触れず、電気通信事業法に統合可と主張
その3 外資規制	特別な資産を有するNTTを守るには NTT法による外資規制が最も有効 外為法による外資規制強化は 海外からの投資促進政策に逆行	NTT法でなくても外資から守れる 外為法による外資規制強化

**日本電信電話株式会社が公表した
「NTT法のあり方についての当社の考え」※への見解
～国益・国民生活に特に影響を及ぼす懸念がある3つの項目について～**

※ 2023年10月19日付NTT資料「NTT法のあり方についての当社の考え」

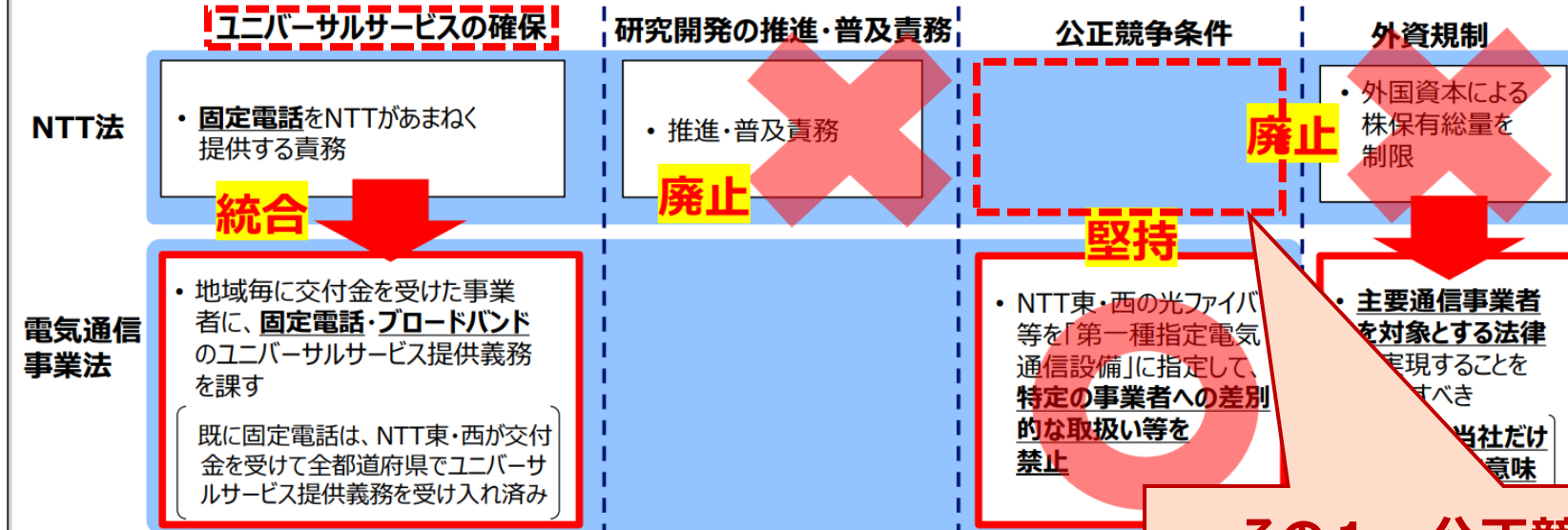
7. NTT法の役割は概ね完遂

NTT法制定時（40年前）と現在の違い

- 市場：固定音声（NTT独占）→ 移動音声（NTT・ドコモ・ソフトバンク）
- データ通信（NTTドコモシェア35.5%）
- 一独占→インターネット網・ルータ（シスコ等海外メーカー中心）
- 充実（固定やブロードバンドのユニバーサルサービス規定の追加。保護施策の強化）
- 外為法による通信事業者等への外資規制強化
- 主要国でも、特許を廃止して、事業法に統合。日本は20年遅れ

その2：ユニバーサルサービスに関する説明

その3：外資規制に関する説明



※NTT法の責務が廃止される以上、政府株保有義務や事業計画・役員選任認可等の責務

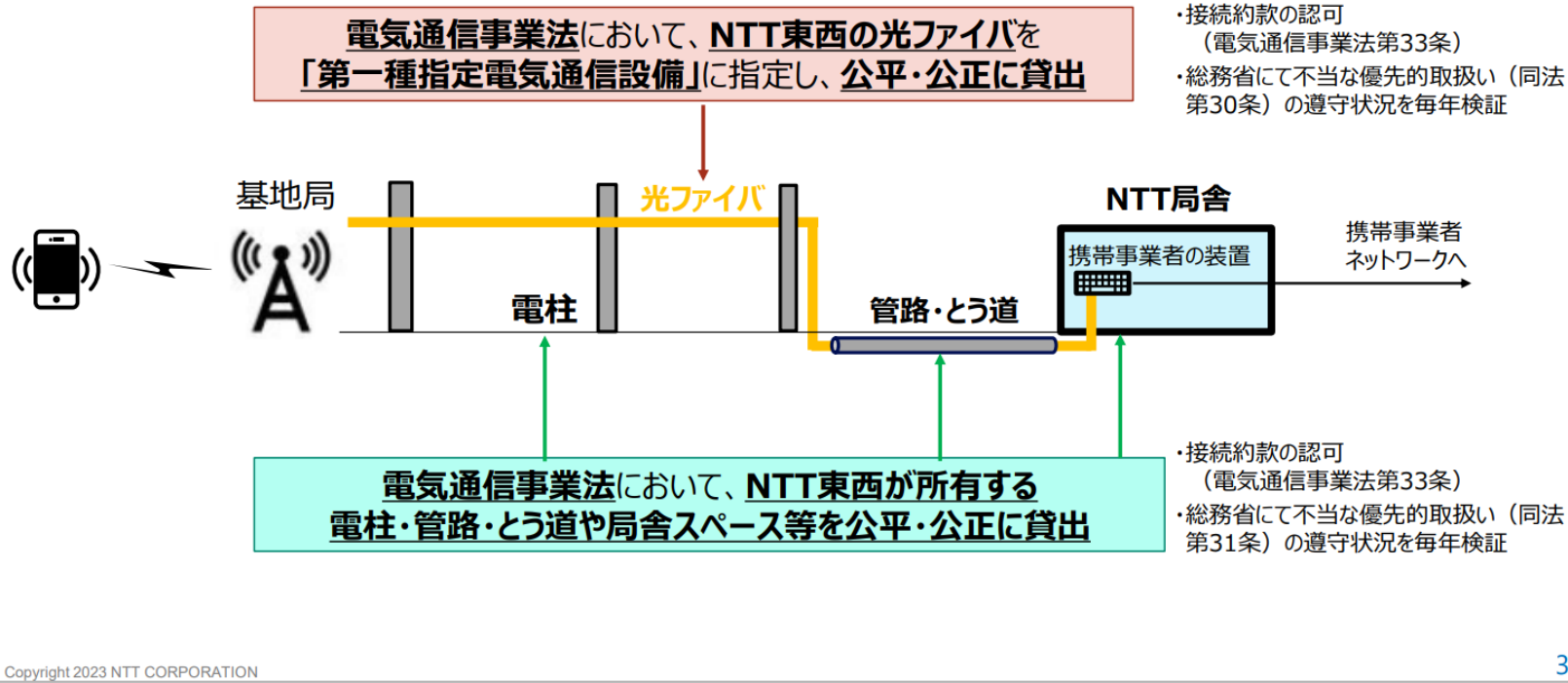
Copyright 2023 NTT CORPORATION

その1：公正競争に関する説明

その1：公正競争に関する説明

1. 公正競争条件は電気通信事業法で規定

公正競争条件は、NTT法ではなく、電気通信事業法で規定されている



NTTの 説明

電気通信事業法の「公正競争条件」（設備貸出ルール）のみを主張し、NTT法にも「公正競争条件」に関する規定が存在することに触れていない

→ 公正競争条件は電気通信事業法とNTT法の両輪で機能するものである

電気通信事業法

NTTと他事業者との間の 公平な利用の規定

1. 公正競争条件は電気通信事業法で規定

公正競争条件は、NTT法ではなく、電気通信事業法で規定されている

電気通信事業法において、NTT東西の光ファイバを「第一種指定電気通信設備」に指定し、公平・公正に貸出

- ・接続約款の認可（電気通信事業法第33条）
- ・総務省にて不当な優先的取扱い（同法第30条）の遵守状況を毎年検証

NTT局舎

携帯事業者の装置

携帯事業者ネットワークへ

管路・とう道

電柱

基地局

電気通信事業法において、NTT東西が所有する電柱・管路・とう道や局舎スペース等を公平・公正に貸出

- ・接続約款の認可（電気通信事業法第33条）
- ・総務省にて不当な優先的取扱い（同法第31条）の遵守状況を毎年検証

Copyright 2023 NTT CORPORATION 3

NTT法

NTTのみが保有する「特別な資産」に基づく
組織の規定
(グループ統合、一体化の防止)

業務範囲規制【NTT法第2条】

合併等の認可手続き【NTT法第11条】

NTT東西の業務を地域電気通信役務に限定
(グループ会社との合併には総務大臣の認可が必要)



業務範囲規制【NTT法第2条】

注)「会社」 = 日本電信電話株式会社

「地域会社」 = 東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社

第2条 (事業)

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

- 一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この号及び次項第二号において同じ。）において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務をいう。以下この条及び第二十三条第二号において同じ。）
 - イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県
 - ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県
- 二 前号の業務に附帯する業務

合併等の認可手続き【NTT法第11条】

第11条 (事業)

会社及び地域会社の定款の変更、合併、分割及び解散の決議並びに会社の剰余金の処分（損失の処理を除く。）の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【参考①】NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン（総務省）

2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

(1) 趣旨

平成11年に実施されたNTT再編成において、NTT東西の業務範囲は地域電気通信業務等や目的達成業務に制限されることとされたが、これは、ボトルネック設備を保有する独占的な地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を構造的に分離し、不当な内部相互補助の防止や接続ルールの公平な適用等を可能とすることにより、NTT東西の地域通信分野におけるボトルネック独占の弊害が拡大することを防止し、もって公正な競争を確保しようとする趣旨によるものである。

NTT法の業務範囲規制は、公正な競争を確保しようとする趣旨

【参考②】審議会答申「日本電信電話株式会社の在り方について - 情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて -」平成8年2月

第1章 検討の視点

3 競争促進の意義

(3) 競争促進政策の形態

ア 独占的事業者にいかなる対応をとるかによって、大きく「構造的措置」と「非構造的措置」とに分けられる。

イ これまでNTTに対し非構造的措置（規制緩和、会計区分、接続ルールの設定等）による対応が図られてきたが、接続問題等において、その限界が示されており、真の意味での競争を実現する観点から、構造的措置（再編成）と非構造的措置を併せ実施することを検討する必要

第2章 我が国の情報通信市場の現状と課題

3 「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」の結果の評価

(1) 政府措置の推進

郵政省及びNTTは、これらの措置の推進、実現に努力してきたが、構造的措置を伴わないものであったことから、成果を挙げたものもあるが、総合的に見れば実現が不十分な点が多い。

第4章 NTTの在り方

2 NTTの再編成の意義

2-1 再編成を必要とする理由

(4) 再編成を行わない際の問題

仮に、NTTの再編成を行わない場合は、(1)～(3)に述べる効果が期待できないほか、次のような問題がある。

(ア) ボトルネック独占の存続により、NTTの経営効率化のインセンティブが高まらない、公正有効競争上の問題が継続する。

(イ) 非構造的措置のみによる競争促進策については、その実効性に限界があるとともに、規制の時間とコストが大きくなりかねない。

(ウ) 競争のダイナミズムが将来とも生じにくい。

(エ) 現行1社体制のまま、国際通信事業その他の新たな競争分野に進出していくことは、制限されざるを得なくなる。

(オ) NTTが現在のような巨大な経営組織であり続けることは、「スピードの経済性」の追求を行うことを困難にする。

**競争促進政策は、構造的措置（NTT再編成：NTT法）と
非構造的措置（接続ルール等：事業法）の両輪で担保されるとの趣旨**

NTTの
説明

NTT法の「あまねく義務」は「撤退できない」という意味であることに触れず、
ユニバーサルサービス提供義務は電気通信事業法に統合可能と主張

➔ 電気通信事業法のみでは「撤退できない」ことを「担保していない」ため不十分である



事業法においてNTT東西に課されている義務はなく、不採算エリアの撤退も可能となる

NTTの
説明

メタル固定電話は約1,350万に減少しており、
ユニバーサルサービス提供義務は不要

➔ **NTT法の電話の「あまねく提供義務」は全世帯が対象** ※総務省にも法解釈については確認済み
固定電話(光IP電話等含む)の需要は依然として存在し、同義務の意義は失われていない

6. NTTだけに外資規制を課すことは無意味



- NTT法成立時はNTTの固定電話が独占
⇒[現在]東西の固定電話は約1,350万契約。モバイル通信は約2.1億契約。
- そのモバイル通信についても、各社のシェアは、ドコモ35.5%、KDDI27.0%、ソフトバンク20.7%、楽天2.3%、MVNO14.5%
- モバイル事業者が、NTT東西の基盤設備（電柱等）や光ファイバを利用する例はあるが、**モバイルの顧客情報の管理システムやコアネットワークは、基本的に各モバイル事業者自らが保有・管理しているため、モバイル事業者の情報や設備を守らないと、約2.1億のモバイルユーザへの通信の安定的提供を確保できない。**
- 現に、ロシアの産業スパイがソフトバンクのモバイルの設備情報を窃取し、国外に持ち出した事例がある。
- 以上より、**経済安全保障の観点からは、NTT法で当社だけを守っても無意味であり、外為法やその他の法令等で、主要通信事業者を対象とすることを検討すべき。**

NTTは、メタルの固定電話のみ
あまねく提供の義務の対象と言及

固定電話の内訳 (2023年6月末時点)

- NTT東・西加入電話 : 1,314万
- (他社) 直収電話 : 123万
- 0ABJ-IP電話 : 3,607万
- 050-IP電話 : 956万

計6,000万

⇒加入電話とIP電話で、NTT東西は約3,000万超

(出典) 総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ (2023年6月末時点)」

NTTの 説明

NTT法でNTTのみ守っても無意味、 その他通信事業者含め外為法強化で対応すべき

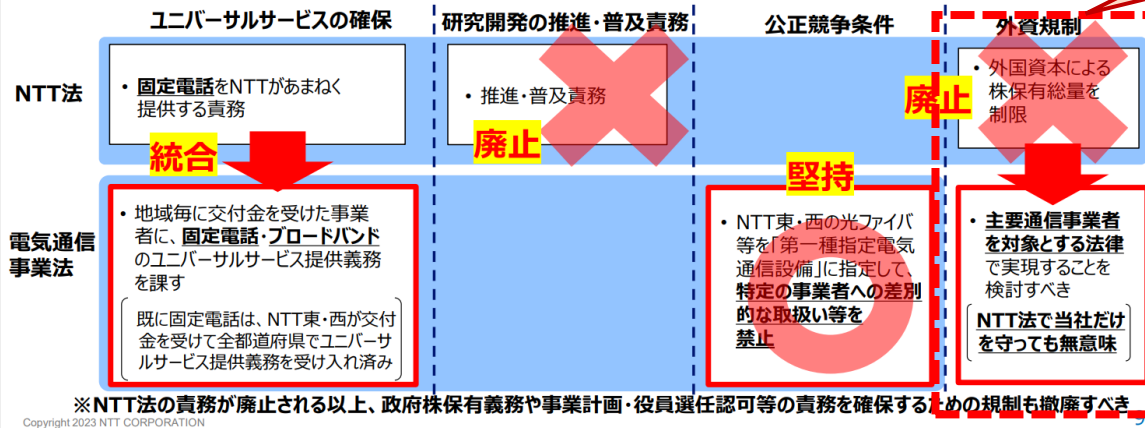
➔ **NTTの特別な資産は、他の通信事業者の設備と同列に扱えるものではない**
他業界にも影響する外為法強化は、対内投資を促進する日本の政策と不整合

7. NTT法の役割は概ね完遂



NTT法制定時（40年前）と現在の違い

- 市場: 固定・音声 (NTT独占) → 携帯・データ通信 (NTTドコモシェア35.5%)
- 技術: アナログ固定網・交換機 (国内メーカー独占) → インターネット網・ルータ (シスコ等海外メーカー中心)
- 関連法制度の充実: 電気通信事業法の充実 (固定やブロードバンドのユニバーサルサービス規定の追加、光ファイバー等の公正競争確保施策の強化) **外為法による通信事業者等への外資規制強化**
- 主要国でも、特殊法人法を廃止して、事業法に統合。日本は20年遅れ



特別な資産を保有するNTTと他事業者は立場が異なる

NTT東西
通信設備

NTTドコモ
通信設備

KDDI
通信設備

ソフトバンク
通信設備

楽天モバイル
通信設備

CATV
通信設備

NTT東西「特別な資産」
公社から承継した全国の土地・局舎、電柱、管路等

特別な資産を持つNTTを守るためには、NTT法による外資規制が最も有効

(NTT法は外為法による個別投資判断 (事前・事後審査) とは異なるアプローチ)